

# 富加町マスコットキャラクター使用取扱要綱

平成26年10月23日

富加町告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富加町マスコットキャラクター「とみぱん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の適切な取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権限は、富加町(以下「本町」という。)に属する。

(使用許可申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、富加町マスコットキャラクター使用許可申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 使用する内容が分かる企画書、製品見本又は広告等の原稿

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

(1) 国、地方公共団体又は公益法人等が非営利目的で使用する場合において、町長が許可申請の手続をする必要がないと認めたとき。

(2) 新聞、テレビ、雑誌等が報道の目的で使用する場合にお

いて、町長が許可申請の手続をする必要がないと認めたとき。

- (3) 前2号に定めるときのほか、町長が許可申請の手続をする必要がないと認めたとき。

(使用の許可)

第4条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 本町の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。  
(2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。  
(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。  
(4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。  
(5) 前各号に定めるときのほか、町長がキャラクターの使用を適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用を許可するときは富加町マスコットキャラクター使用許可書（別記様式第2号）により、使用を許可しないときは富加町マスコットキャラクター使用却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を許可する場合において、必要な条件を付することができるものとする。

4 前項の規定は、前条第2項の規定により申請書の提出を省略することができるものと認められた者について準用する。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (3) 別に定めるキャラクターデザインマニュアルに定められた形状、色彩等に従って正しく使用し、その一部のみを使用し、変形し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

（使用許可内容の変更の申請）

第6条 使用者は、キャラクターの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ富加町マスコットキャラクター使用変更許可申請書（別記様式第4号）に使用許可書の写しを添えて町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該使用許可に係る変更の適否について許可するときは富加町マスコットキャラクター使用変更許可通知書（別記様式第5号）により、許可しないときは富加町マスコットキャラクター使用変更却下通知書（別記様式第6号）により使用者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用変更を許可する場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（使用許可の取消し）

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、

キャラクターの使用許可を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めたとき。

2 町長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

3 前2項の規定は、第3条第2項の規定により申請書の提出を省略することができるものと認められた者について準用する。

4 前3項に規定する使用物件の回収に係る費用その他の使用取り消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

5 町長は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用に起因する問題)

第9条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、町長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題により本町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定め

る。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。